

高齢者の身体・認知能力の変化が金融取引面に与える影響について

高齢化に対応した金融機関の取り組みに関するワークショップ
2024年2月14日

京都府立医科大学大学院医学研究科精神機能病態学
一般社団法人日本意思決定支援推進機構
成本 迅

共生社会の実現を推進するための認知症基本法案 概要

1. 目的

認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進

⇒ **認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（＝共生社会）の実現を推進**

～共生社会の実現の推進という目的に向け、基本理念等に基づき認知症施策を国・地方が一体となって講じていく～

2. 基本理念

認知症施策は、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、①～⑦を基本理念として行う。

- ① 全ての認知症の人が、基本的人権を享有する個人として、自らの意思によって日常生活及び社会生活を営むことができる。
- ② 国民が、共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深めることができる。
- ③ 認知症の人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるものを除去することにより、全ての認知症の人が、社会の対等な構成員として、地域において安全にかつ安心して自立した日常生活を営むことができるとともに、自己に直接関係する事項に関して意見を表明する機会及び社会のあらゆる分野における活動に参画する機会の確保を通じてその個性と能力を十分に発揮することができる。
- ④ 認知症の人の意向を十分に尊重しつつ、良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスが切れ目なく提供される。
- ⑤ 認知症の人のみならず家族等に対する支援により、認知症の人及び家族等が地域において安心して日常生活を営むことができる。
- ⑥ **共生社会の実現に資する研究等を推進するとともに、認知症及び軽度の認知機能の障害に係る予防、診断及び治療並びにリハビリテーション及び介護方法、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすための社会参加の在り方及び認知症の人が他の人々と支え合いながら共生することができる社会環境の整備その他の事項に関する科学的知見に基づく研究等の成果を広く国民が享受できる環境を整備。**
- ⑦ 教育、地域づくり、雇用、保健、医療、福祉その他の各関連分野における総合的な取組として行われる。

3. 国・地方公共団体等の責務等

国・地方公共団体は、基本理念にのっとり、認知症施策を策定・実施する責務を有する。

国民は、共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深め、共生社会の実現に寄与するよう努める。

政府は、認知症施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずる。

※その他保健医療・福祉サービス提供者、生活基盤サービス提供事業者の責務を規定

4. 認知症施策推進基本計画等

政府は、認知症施策推進基本計画を策定（認知症の人及び家族等により構成される関係者会議の意見を聴く。）

都道府県・市町村は、それぞれ都道府県計画・市町村計画を策定（認知症の人及び家族等の意見を聴く。）（努力義務）

5. 基本的施策

①【認知症の人に関する国民の理解の増進等】

国民が共生社会の実現の推進のために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深められるようにする施策

②【認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進】

- ・ 認知症の人が自立して、かつ、安心して他の人々と共に暮らすことのできる安全な地域作りの推進のための施策
- ・ 認知症の人が自立した日常生活・社会生活を営むことができるようにするための施策

③【認知症の人の社会参加の機会の確保等】

- ・ 認知症の人が生きがいや希望を持って暮らすことができるようにするための施策
- ・ 若年性認知症の人（65歳未満で認知症となった者）その他の認知症の人の意欲及び能力に応じた雇用の継続、円滑な就職等に資する施策

④【認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護】

認知症の人の意思決定の適切な支援及び権利利益の保護を図るための施策

⑤【保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等】

- ・ 認知症の人がその居住する地域にかかわらず等しくその状況に応じた適切な医療を受けることができるための施策
- ・ 認知症の人に対し良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスを適時にかつ切れ目なく提供するための施策
- ・ 個々の認知症の人の状況に応じた良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるための施策

⑥【相談体制の整備等】

- ・ 認知症の人又は家族等からの各種の相談に対し、個々の認知症の人の状況又は家族等の状況にそれぞれ配慮しつつ総合的に応ずることができるようにするために必要な体制の整備
- ・ 認知症の人又は家族等が孤立することがないようにするための施策

⑦【研究等の推進等】

- ・ 認知症の本態解明、予防、診断及び治療並びにリハビリテーション及び介護方法等の基礎研究及び臨床研究、成果の普及 等
- ・ 認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすための社会参加の在り方、他の人々と支え合いながら共生できる社会環境の整備等の調査研究、成果の活用 等

⑧【認知症の予防等】

- ・ 希望する者が科学的知見に基づく予防に取り組むことができるようにするための施策
- ・ 早期発見、早期診断及び早期対応の推進のための施策

※ その他認知症施策の策定に必要な調査の実施、多様な主体の連携、地方公共団体に対する支援、国際協力

6. 認知症施策推進本部

内閣に内閣総理大臣を本部長とする認知症施策推進本部を設置。基本計画の案の作成・実施の推進等をつかさどる。

※基本計画の策定に当たっては、本部に、認知症の人及び家族等により構成される関係者会議を設置し、意見を聴く。

※ 施行期日等：公布の日から起算して1年を超えない範囲内で施行、施行後5年を目途とした検討

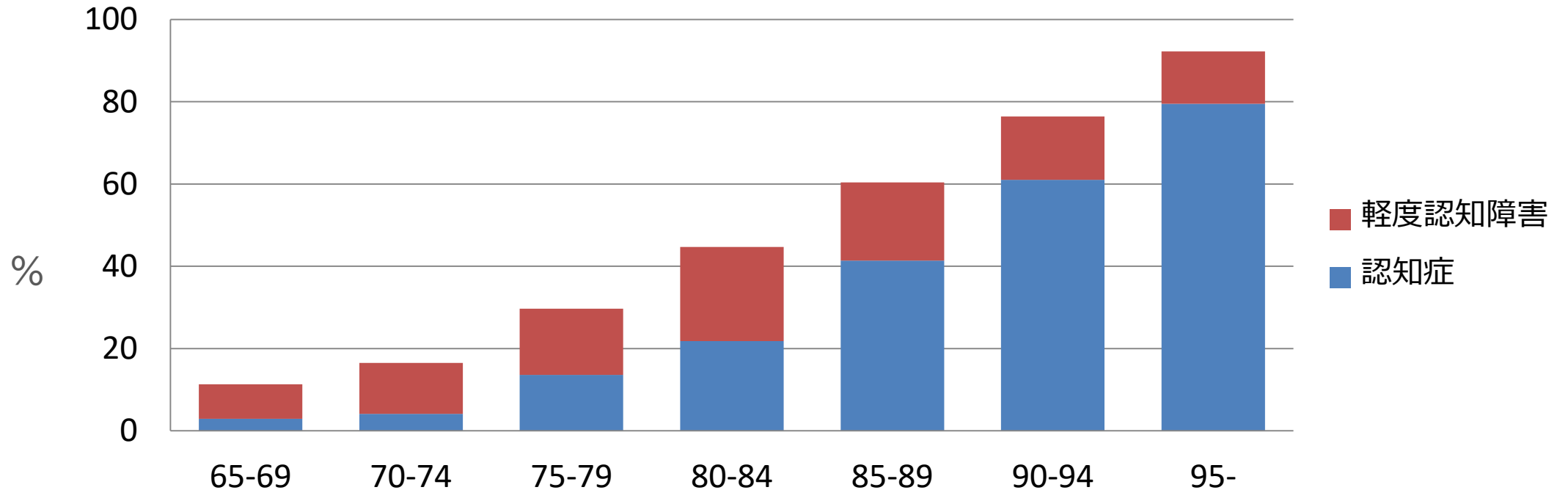
認知症基本法

第十七条 国及び地方公共団体は、認知症の人の意思決定の適切な支援及び権利利益の保護を図るため、認知症の人の意思決定の適切な支援に関する指針の策定、認知症の人に対する分かりやすい形での情報提供の促進、消費生活における被害を防止するための啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

認知症と軽度認知障害の全国推計

認知症患者数 462万人 軽度認知障害 400万人

認知症、軽度認知障害の年齢別有病率



厚生労働科学研究費補助金(認知症対策総合研究事業)

総合研究報告書「都市部における認知症有病率と認知症の生活機能障害への対応」(代表:朝田隆)2012年

認知症の原因疾患の内訳

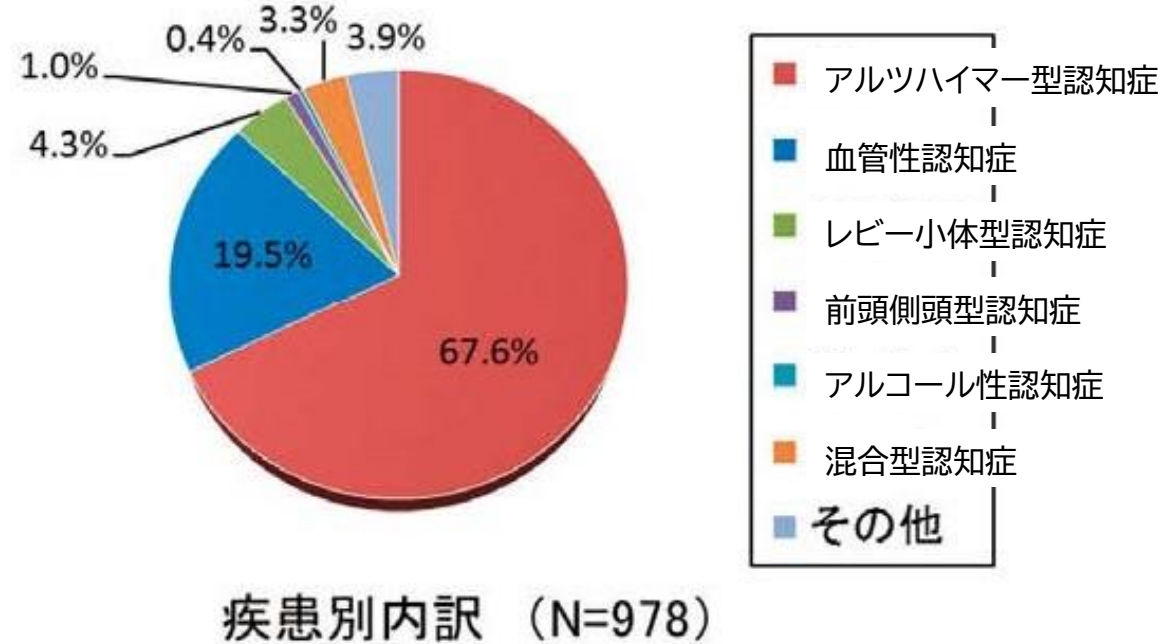
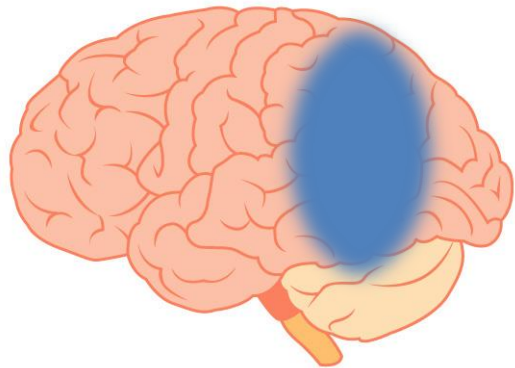


図9 認知症の基礎疾患の内訳 (面接調査で診断が確定した者 978名)

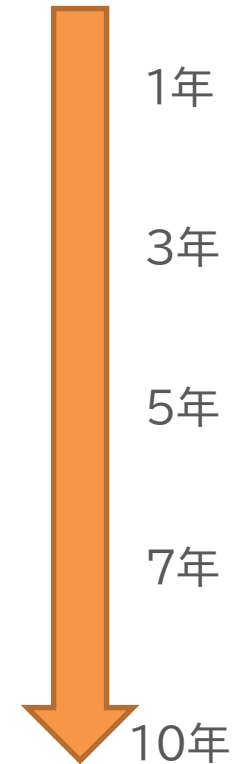
アルツハイマー型認知症

- 老人斑、神経原線維変化
- 海馬、側頭葉、頭頂葉の機能低下、萎縮
- 認知機能、日常生活機能が年単位でゆっくりと低下



アルツハイマー型認知症の症状と経過

- 発症前期
 - うつ、軽いもの忘れ
- 初期
 - もの忘れ、日付を忘れる→銀行や買い物などでトラブル
- 中期
 - 言葉が出ない、服が着れない、トイレの失敗
 - 歩行障害、筋肉が硬くなって動かみにくい
 - 今いる場所や親しい人を思い出せない
- 後期
 - 言葉が出ない
 - ねたきり



認知症で見られる認知機能障害

見当識障害

時間や日付、場所の感覚が曖昧になる

記憶障害

得た情報を覚えておいたり、必要なタイミングで思い出したりできなくなる

注意障害

作業を続けたり、必要な対象にだけ意識を向けたり、同時に複数の対象に注意を払うのが難しくなる

視空間認知障害

目の前の対象物と自分の距離がつかめなくなったり、自分のいる位置が把握できなくなったり、道に迷う

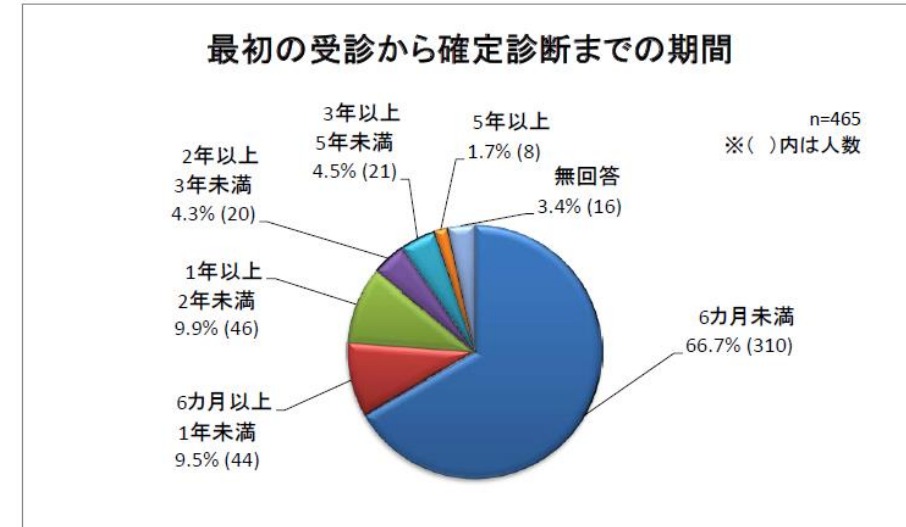
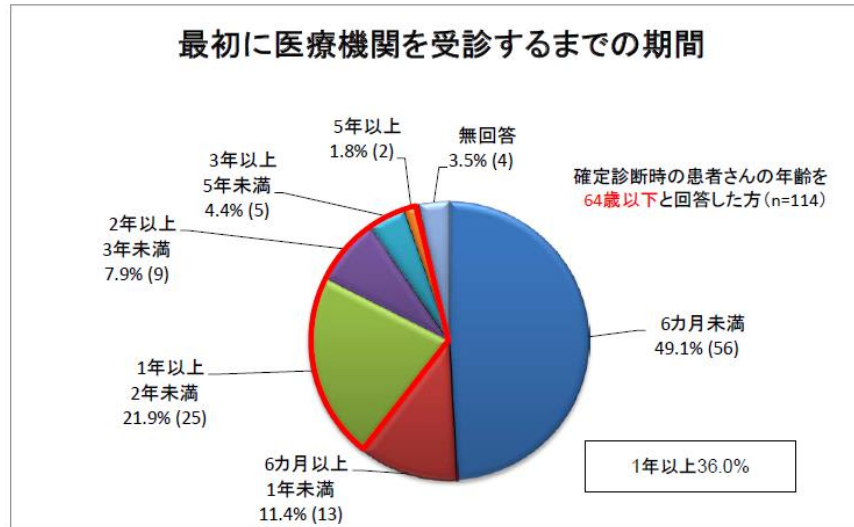
実行(遂行)機能障害

状況に応じた行動をとったり、計画立てて作業したりするのが難しくなる

言語障害

会話の内容を理解できなかつたり、自分の思いをスムーズに伝えられなかつたりする

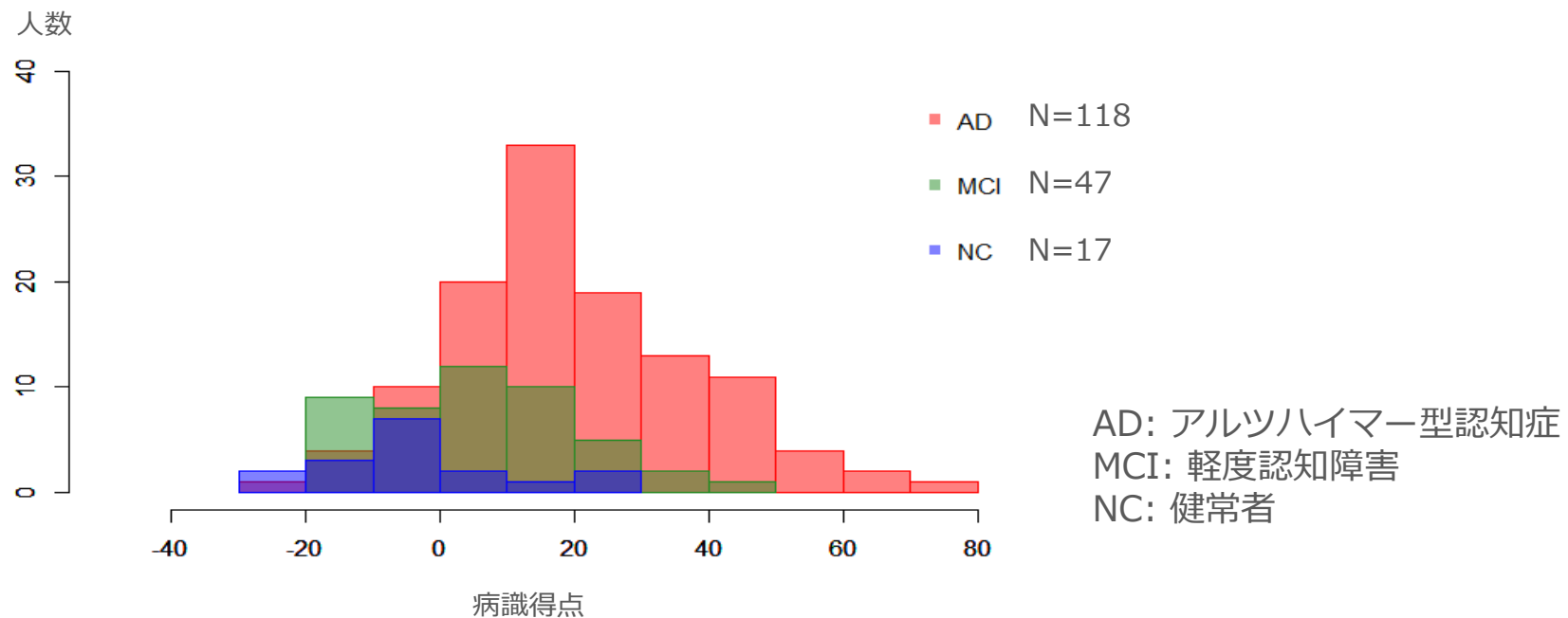
気づきから診断までの期間

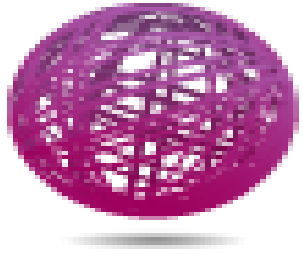


36%の人が受診までに1年以上かかり、20%の人が受診してから診断までに1年以上かかっている

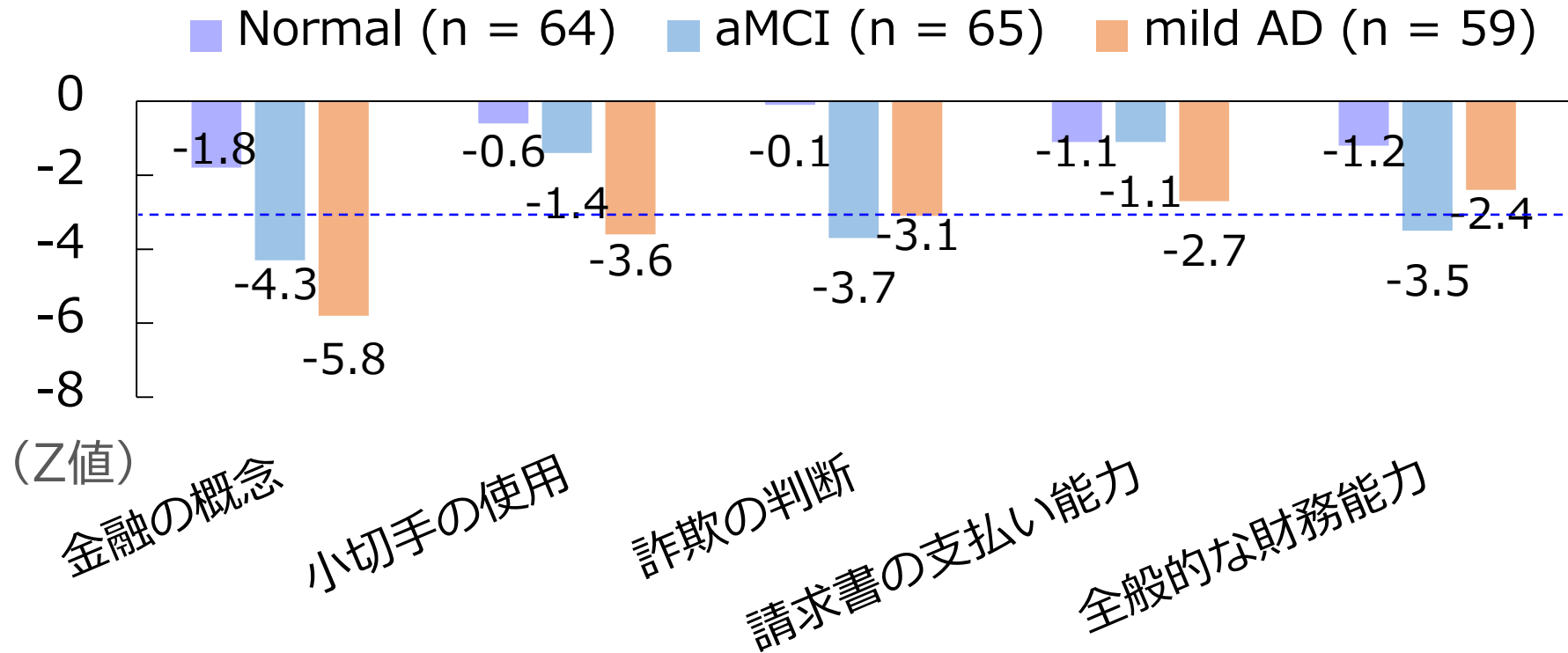
認知症による能力低下に自分は気づかない

- 認知症発症の2.6年前から自分の記憶障害を認識しなくなる (Wilson RS et al., Neurology, 2015)
- アルツハイマー型認知症患者では、自らの記憶力を家族の評価より高く見積っている (Oba, Aging Ment Health, 2018)





金融能力の自己認識(病識)



診断別に本人とパートナー評価を比較
 値がマイナスの場合はパートナーに比べて本人の評価が良い

経済活動に伴うトラブル

認知症発症に伴う経済活動のトラブル	n	%
不要な買い物 (例 同じものをいくつも購入する)	18	58.1
不当な契約 (例 高価なものを訪問販売で買ってしまふ。不必要なリフォーム工事を契約してしまふ。)	3	9.7
浪費 (例 高価なものを買う。普通では考えられないような寄附をする。)	2	6.5
その他	7	22.6
不明	6	19.4

N = 105, 複数回答可



(Oba H, et al., The Economic Burden of Dementia: Evidence from a Survey of Households of People with Dementia and Their Caregivers. Int J Environ Res Public Health, 2021)

第37回日本老年精神医学会
第41回日本認知症学会学術集会

2022年11月25日(金)

金融機関における 認知症対応の課題



京都府立医科大学大学院医学研究科精神機能病態学

樋山 雅美



金融機関高齢顧客対応ワーキング・グループ

■金融機関における認知症対応の向上を目指して活動(2019年～)

	企業名
都市銀行	みずほ銀行、三井住友銀行
地方銀行	京都銀行、伊予銀行
信用金庫	京都信用金庫
信託銀行	三井住友信託銀行
損害保険会社	SOMPOホールディングス
生命保険会社	第一フロンティア生命保険、三井住友プライマリー生命保険、住友生命保険、日本生命保険、イオン・アリアンツ生命保険
その他	大日本印刷、みずほリサーチ&テクノロジーズ、金融財政事情研究会、マネーフォワード、アスコエパートナーズ、LITALICO、世界経済フォーラム第四次産業革命センター
※会議運営	京都府立医科大学、日本意思決定支援推進機構

2023年12月時点

金融機関高齢顧客対応ワーキング・グループ

■第Ⅰ期

- ・認知症対応で直面する課題や対応策の共有
- ・金融業界における意思決定支援の現状の把握
- ・本人の意思を汲み取る工夫の検討



■第Ⅱ期

- ・事例検討
地域包括支援センターにつなぐ方法
意思の保存
認知機能と金融取引の関連の検討
判断能力評価の導入
能力評価のための会話



■第Ⅲ期

- ・認知症に備えるタイミングの検討
- ・企業間における情報共有の課題
- ・マイナポータルの利用可能性



**金融機関高齢顧客対応
ワーキング・グループ 報告書**

高年齢顧客の判断能力評価、
及び意思決定支援における
金融業界全体のルール策定についての提言

平八つし'工'白'工
自律的な資産管理を維持するために
金融機関が行うべき高齢者支援
——意思決定支援と判断能力評価の在り方——

【PDF版】ダウンロード可能
<https://www.dmsoj.com/report>

Collaboration Center of Law, Technology and Medicine for Autonomy of Older Adults

確認内容の例

理解

→情報を正確に理解できるか

- 必要な費用を理解できているか
- 支払い(タイミング等)を理解できているか
- 契約やサービスの内容、期間を把握できているか
- 契約の条件を認識できているか
- 契約の取消や苦情申立ての窓口を知っているか

認識

→自分への影響を把握できるか

- 契約・購入後の生活の変化が分かっているか

論理的思考

→自分に合った選択ができるか

- 契約・購入の理由を明確に答えられるか

選択の表明

→揺らぎなく意向を伝えられるか

- 短期間で意思の変動がないか



金融取引に関する意思決定能力評価の開発

樋山雅美^{1,2)}、加藤佑佳²⁾、朝田雄介²⁾、久保貴文^{2,3)}、倉方輝和¹⁾、山本武彦¹⁾、成本迅^{1,2)}

- 1) 一般社団法人日本意思決定支援推進機構
- 2) 京都府立医科大学大学院医学研究科精神機能病態学
- 3) 三井住友信託銀行株式会社

Contact: m-hiyama@koto.kpu-m.ac.jp

目的

- ・現在、**75歳以上**の高齢者が投資信託等の金融取引を行う場合、家族の同席を求めるなどの一律の対応が取られている。
- ・判断能力には個人差があり、個々の意思決定場面ごとの能力評価が必要である。
- ・本研究では、医療同意能力の理論を用い、金融取引の意思決定能力（以下、金融取引能力）の評価基準の開発を目指す。

方法

- ・医師、心理師、金融機関職員の専門的知見に基づく合議により、架空の投資信託の取引場面をもとに、投資信託の特徴の理解と論理的思考を確認する半構造化面接法（以下、金融シナリオ）を作成した。
- ・健常高齢者51名に対し、金融シナリオ、及び、金融リテラシースケール、認知機能評価（MMSE、TMT、WMS-R 論理的記憶）を実施した。

要素	評価項目	評価基準	
理解	商品の特徴	投資信託であることを理解しているか	理解の質問例 「今、ご説明した投資信託の良い点と悪い点について、〇〇さんの言葉で説明していただけますか？」
	預金の特徴	預金のメリットとデメリットを理解しているか	
	投資信託の特徴	投資信託のメリットとデメリットを理解しているか	
	商品の投資先	どこに投資するものであるかを理解しているか	
	価格変動のリスク	商品の価格に影響を及ぼす要素と仕組みを理解しているか	
論理的思考	手数料	手数料がかかるタイミングと料率を理解しているか	
	お金を増やしたい場合の判断	欠点を踏まえて目的に応じた投資信託と預金の選択ができるか	
	お金を減らしたくない場合の判断	欠点を踏まえて目的に応じた投資信託と預金の選択ができるか	

<倫理的配慮>

京都府立医科大学倫理審査委員会の承認を得て実施した（ERB-C-2672）。

結果

1. 金融シナリオと認知機能評価、及び金融リテラシーの相関
2. 75歳を基準とした年齢区分による金融シナリオと認知機能の比較

	金融シナリオ	
	理解	論理的思考
MMSE総得点	r=0.25	r=0.47* *
TMT	PartA	r=-0.26
	PartB	r=-0.30
WMS-R	論理的記憶 I	r=0.20
	論理的記憶 II	r=0.16
金融リテラシー	r=0.18	r=0.25

*** p<.001 ** p<.01 * p<.05 ns;no significant

検査項目	75歳未満 (n=29)	75歳以上 (n=22)	
	背景情報	年齢	68.3±0.5
性別（男性/女性）		16/13	16/6
教育歴（年）		14.5±0.5	14.7±0.6
金融リテラシー（0-6点）		2.2±0.2	2.1±0.2
金融シナリオ	理解（0-14点）	13.9±0.1	13.5±0.15
	論理的思考（0-4点）	3.9±0.1	3.5±0.1
MMSE（0-30点）		28.9±0.3	27.5±0.4
TMT（所要時間）	PartA	41.8±2.6	50.4±3.0
	PartB	71.2±5.2	90.8±5.9
WMS-R	論理的記憶 I	20.2±1.0	20.0±1.2
	論理的記憶 II	15.6±1.0	15.2±1.2

考察

75歳未満においては、金融取引能力が保たれやすく、全般的な認知機能や前頭葉機能（注意機能）も維持されやすい可能性がある。一方、論理的思考のみ、全般的な認知機能レベルとの関連がみられたものの、理解については認知機能との関連は認めなかった。したがって、金融取引能力へ影響を及ぼすものとしては、加齢による認知機能の変化以外の要因も推察され、認知機能の評価のみでは確認しきれない可能性があり、個別の能力評価が有用と考えられる。

要素	評価項目	評価基準
理解	商品の特徴	投資信託であることを理解しているか
	預金の特徴	預金のメリットとデメリットを理解しているか
	投資信託の特徴	投資信託のメリットとデメリットを理解しているか
	商品の投資先	どこに投資するものであるかを理解しているか
	価格変動のリスク	商品の価格に影響を及ぼす要素と仕組みを理解しているか
論理的思考	手数料	手数料がかかるタイミングと料率を理解しているか
	お金を増やしたい場合の判断	欠点を踏まえて目的に応じた投資信託と預金の選択ができるか
	お金を減らしたくない場合の判断	欠点を踏まえて目的に応じた投資信託と預金の選択ができるか

理解の質問例

「今、ご説明した投資信託の良い点と悪い点について、〇〇さんの言葉で説明していただけますか？」



あなたの『決める』を
ささえたい

私たちは、日常のあらゆる
決定・契約を支援します

NEWS



銀行ジェロントロジスト試験のご案内

銀行ジェロントロジスト試験受験者が拡大中です。この試験は銀行・証券・生命保険・損害保険等の担当者が高...

2021  2022

認知症の人の意思決定支援研修

2021年度 認知症の人の意思決定支援研修

今年度は、「コミュニケーション・スキル編」(2回)、「コラボレーション・スキル編」(2回)の計4回開...



意思決定支援研究大会

第3回意思決定支援研究大会

今年度も意思決定支援研究大会を開催いたします。お申し込み、詳細はこちらへ...

}>もっとみる

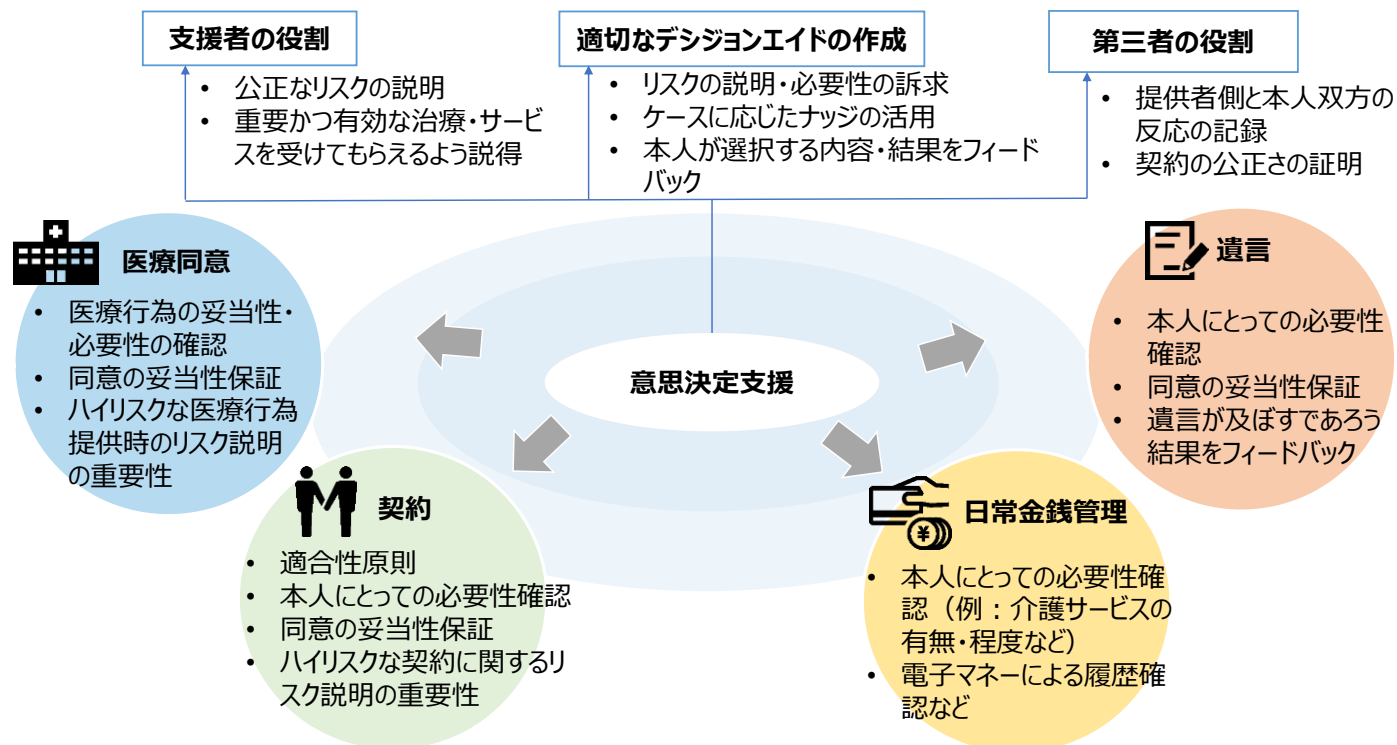
事業内容・成果物

- 2020年9月より三井住友信託銀行、京都信用金庫が正会員となり、事務局を京都信用金庫本店内に設置
- 京都府から委託の意思決定支援研修
- 金融機関職員向け検定試験（銀行ジェロントロジスト認定試験）
 - 2021年1月より開始、現時点で10,000名以上の受験）
- 教材などの監修（第一フロンティア生命、凸版印刷）
- 三菱UFJフィナンシャルグループ、ゆうちょ銀行予約型代理人制度の診断書の開発
- 遺言能力スクリーニング検査
- 認知機能チェックサービス
- 2022年9月より住友生命が正会員に参加



意思決定サポートセンター
DMSOJ 一般社団法人 日本意思決定支援推進機構
<https://www.dmsoj.com/>

一般社団法人「日本意思決定支援推進機構」業務概要図



> 金融取引能力評価ビデオ

株式投資などの複雑な契約を行う際、本人の判断能力を確認する方法を解説しています。



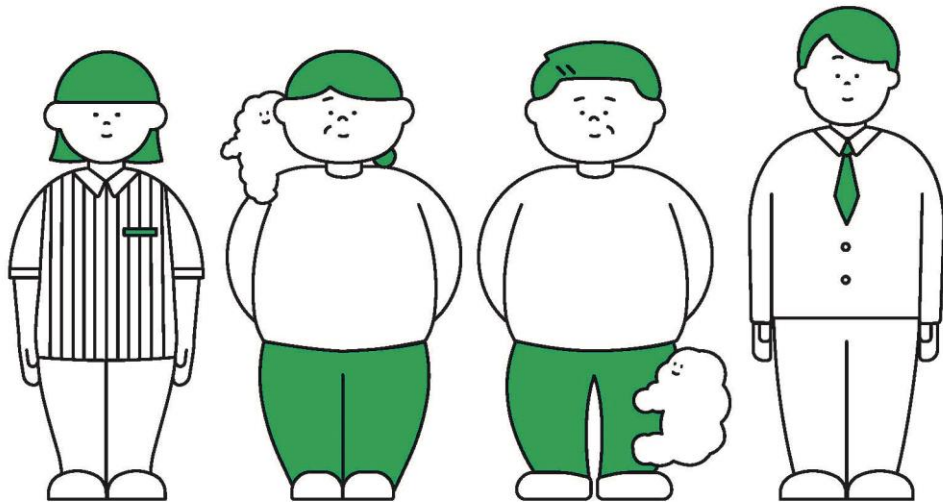
成約パターン(投資信託成約)



謝絶パターン(投資信託未成約)

認知症の人に やさしい対応のためのガイド

安心・安全な契約に向けて



認知症の人にやさしい対応のためのガイド
安心・安全な契約に向けて

目次

- PART 1** 事業者が経験したトラブル p.5
- PART 2** 初めて認知症を学ぶ人へ p.12
- PART 3** 認知症と消費者トラブル p.19
- PART 4** 認知症にやさしい仕組み p.24
- PART 5** 認知症に配慮した企業の工夫 p.35
- PART 6** 巻末付録
認知症に関する講座・相談先など p.47

D-3：高齢者が生涯にわたって自立的に経済活動ができる包摂的な社会経済システム構築

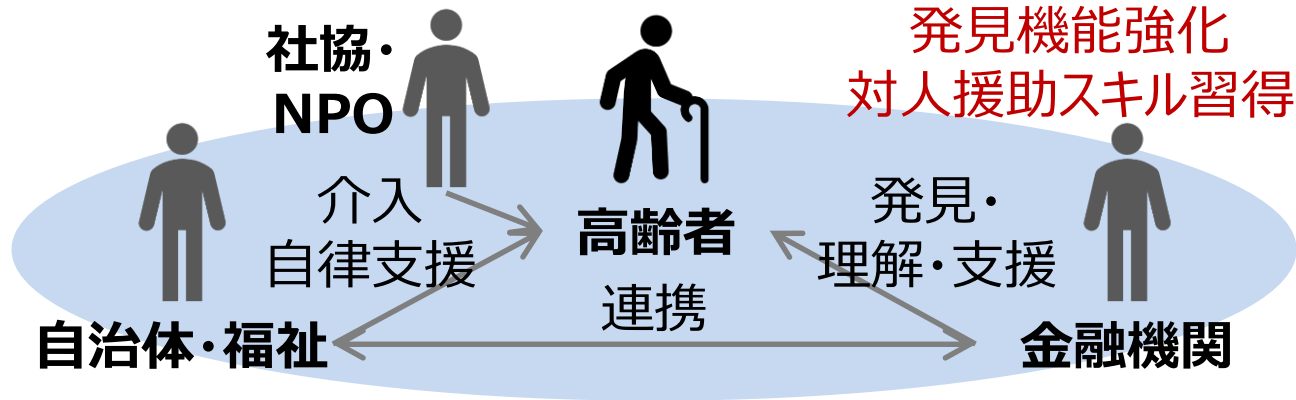
□社会実装の方向性

福祉×金融による金融包摂の実現
認知機能低下に応じた円滑な金融サービスの利用

□課題概要

自治体・金融機関の金融包摂への取組みを後押し
IT技術による認知特性理解と対人援助スキル習得

モデル事業



技術開発

- ① 高齢者の経済判断能力のレーティング技術開発
- ② 金融機関等における認知機能の判断等の技術開発
- ③ 顧客の認知機能に応じた経済取引支援方法の確立

全国推進

研究会・全国会議 → 関係省庁・業界団体・自治体等

□推進体制（コア）

慶應大学・京都府医大・FRONTEO・i2medical / 金融ジェロントロジー協会

□年次計画

- 特にY1は体制整備に注力
- ・協力関係機関との連携基盤確保
- ・データ収集体制の確立

□連携予定省庁

消費者庁・金融庁・厚生労働省

開発技術と実装イメージ
 (開発された技術を活用し、社会実装を行い、事例化した上で全国に展開)

想定される効果

経済活動・地域生活から排除される高齢者

認知機能の低下はグラデーション上。主観的認知機能低下と客観的認知機能の低下の乖離で発生する問題

▼

認知機能が低下しても経済活動ができるように見守り、支える仕組み

認知機能の低下の経済的影響

75歳以上で600兆円の金融資産。うち100-200兆円が認知症等の保有

▼

日本経済社会に深刻な影響

(1) プラットフォーム
 認知機能の低下を経験した高齢者の経済活動を見守り、支える社会経済システムの確立と普及

モデル事業 全国推進会議

(2) キャパス
 金融機関等における高齢者自身が経済活動における認知機能の低下を把握する技術（判断能力のレーティング技術）の開発と社会実装

アプリ開発 実証

(3) リスク検出
 金融機関等における高齢者の認知機能の判断・経済取引を支える技術（リスクの推定と認知機能に合わせた対応技術）の開発と社会実装

チェックシートβ版の教育ツール開発・アプリ開発 実証

(4) 取引支援
 金融機関等における認知機能の低下した高齢者の遺言作成支援ツールの開発と社会実装

チェックリスト開発・アプリ開発 実証

認知症の人の早期発見、適切なケアとサポートを担保

個人情報の問題を回避、福祉機関との速やかな連携

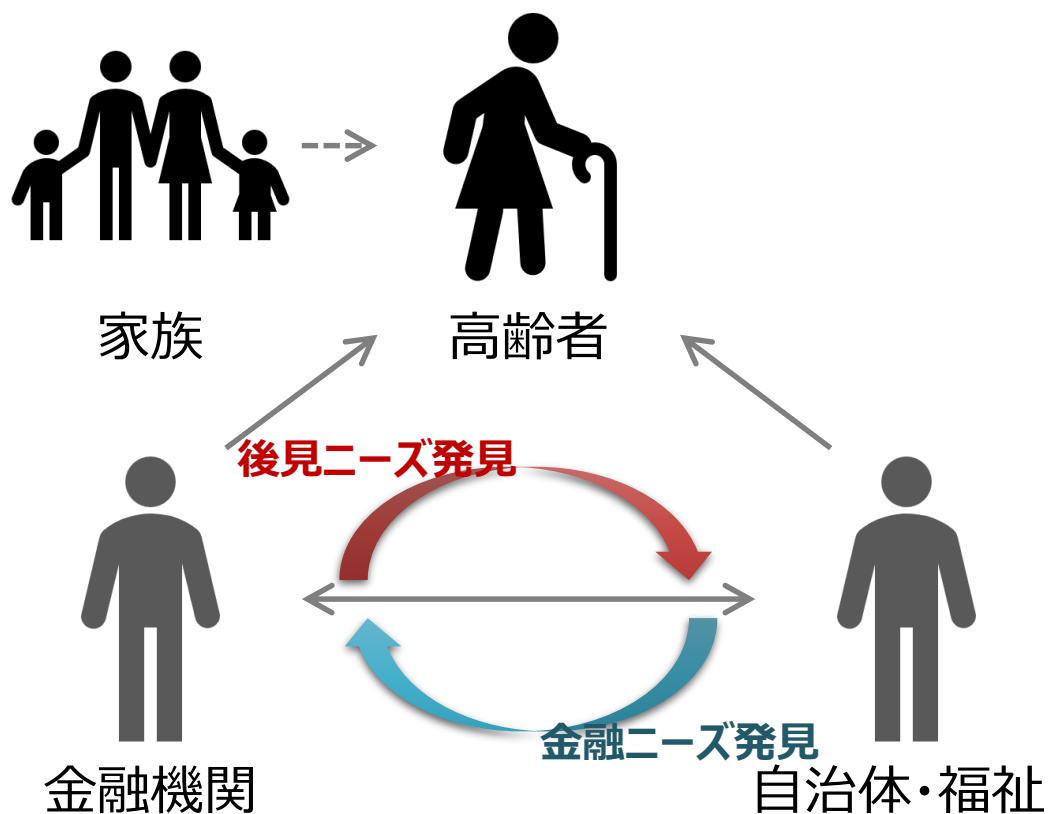
経済取引の対象から排除されていた（認知機能に問題のない）高齢者の取引参加が実現

認知機能が低下した場合でも、サポートを受けながら経済取引の機会を確保

寛容性と自律性の向上・Well-beingの最大化

包摂的コミュニティの確立

アウトリーチ（発見・連携）スキーム



社会包摂のための新たな金融サービス
(FIS=Financial Inclusive Service) を共同開発

【スキームのポイント】

- 金融機関による**早期発見・連携**システムの構築
- 福祉と金融の**ニーズ交換**で**互惠関係 (win-win)**

【高齢者・家族等にとっての意義】…金融包摂

- アウトリーチを含むFISの利活用による認知機能低下時の**安心円滑な金融サービス**を享受

【金融機関にとっての意義】

- FISの提供や相続承継など**高齢者取引の推進**
- **窓口現場のコストやリスクの負担軽減**
- 家族や法定相続人など**次世代との関係強化**

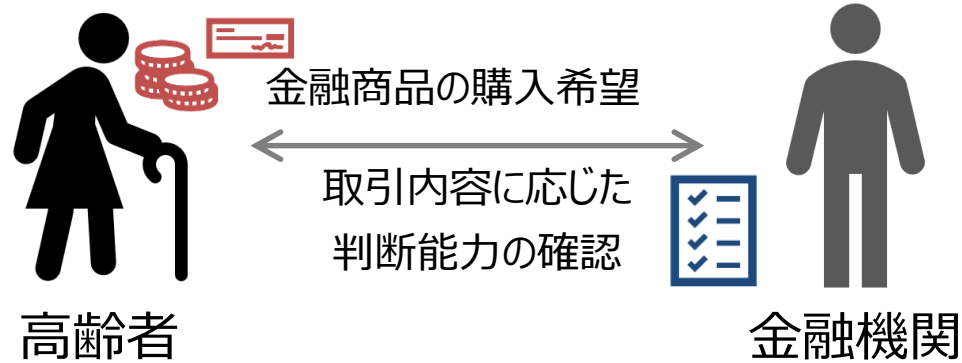
【自治体・福祉にとっての意義】

- 早期発見に伴う**地域福祉の増進・行政目標達成**
- FISによる**福祉関係機関の負担軽減**
- 金融機関との連携強化による**個別支援・財源確保**

【整備構築の進め方】

- **モデル事業の進化・深化→標準化**（他業界にも）
- 関心の高い自治体を中心に**全国展開に注力**
- 関係省庁を巻き込み、**法制度のあり方について提言**

想定される利用シーン (仮説)



能力評価

- 金融商品の内容の「理解」
- 取引が自身に与える影響の「認識」
- 自身の資産状況に合った「論理的思考」
- どのような取引を希望するかの「選択の表明」

結果と対応

- 「取引可」⇒本人との取引を開始、継続
※「可」の場合も、半年～1年に1回程度の定期的な能力の確認機会を設ける。
同様の仕組みを持つ金融商品であれば、一定期間は再評価不要とする。
- 「要注意」⇒本人の同意を得て家族に同席を依頼
※本人のみとの契約が難しい場合も、現状の資産を安全に継続・活用できる仕組みを検討・開発。

【技術開発のポイント】

- 医療における意思決定能力評価 (医療同意能力評価) の理論を用いて、**本人の金融取引における判断能力を、取引内容ごとに客観的に確認**する。

【高齢者や家族にとってのメリット】

<本人のメリット>

- 判断能力の「**お墨付き**」をもらうことで、自分の意思で、**自律的な金融取引、資産活用が継続**できる。

<家族のメリット>

- 本人の様子から**推測していた能力の状態を「客観的に知ることができるため、「遠方に住む家族の負担軽減」**にもつながる。

【金融機関にとってのメリット】

- 75歳以上の高齢顧客との取引時に求められる「**上席者の確認**」や「**家族同席**」による**勧誘のステップが省略**できる可能性があり、コストダウンにつながる。
- 「**安全な資産運用**」により、高齢者の保有資産を活かすことができる。

ご清聴ありがとうございました